

平成26年6月25日

インフレスライド条項の運用に関する再通知について

平成26年2月6日に通知しました「越前市工事請負契約約款第25条第6項(いわゆるインフレスライド条項)の運用について、越前市で発注する公共工事においても適用しているところですが、下記のとおり取扱いについて再度詳細内容を通知いたします。

記

1. 見積単価の取扱いについて

見積単価については、価格変動の判断が困難なことから**原則見直さないこととする。**ただし、価格変動が著しく、建築施工単価等の刊行物による類似単価との比較により、客観的に変動額が算出可能と判断される場合は、双方協議により見直すことができる。

2. 下請業者への請負代金の適正化について

インフレスライド条項を適用した場合、工事担当課は、元請業者に対し、下請契約における請負代金の適切な設定及び適切な代金の支払いが行われるよう周知徹底し、又確認して説明できる資料をまとめておくこと。

3. 残工事量の確認について

基準日における残工事量の確認については、工事担当課は、残工事量が判別できる書類(工事出来高調書等)を元請業者に対し提出を求め、工事担当課が現場立会いのもと確認すること。